

申請要領 新旧対照表

(申請の根幹に関わらない時点修正などの軽微な修正は除く)

新 (第3弾)	旧 (第2弾)																
<p>1 本補助金の目的 (5 ページ)</p> <p><u>県内経済が緩やかに持ち直しつつある中、積極的な賃上げや投資等を行う意欲の高い中小企業等が、持続的に賃上げ可能な環境を整え、地域経済を牽引する企業へ成長できるよう、省力化・業務効率化や生産性向上の実現に必要な設備投資について、補助を行うものです。</u></p> <p>2 補助制度の概要 (5 ページ)</p> <p>(1) 補助対象事業</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業区分</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省人化・業務効率化</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(廃止)</u></td> <td><u>(廃止)</u></td> </tr> <tr> <td>製品・サービスの高付加価値化</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>3 補助要件 (5 ページ)</p> <p>下記ア～<u>シ</u>の要件を満たしている必要があります。</p> <p>ア) 申請日時点において、千葉県内に補助事業を実施する事業所 <u>(※1)</u> を有する「中小企業者等 (※2)」であること</p> <p><u>(※1) 補助事業を実施する事業所とは、補助対象経費となる機械装置等を設置する場所をいいます。申請日時点で当該事業所が建設中の場合や土地 (場所) のみを確保して建設予定である場合は「補助事業の</u></p>	事業区分	内容	省人化・業務効率化	(略)	<u>(廃止)</u>	<u>(廃止)</u>	製品・サービスの高付加価値化	(略)	<p>1 本補助金の目的</p> <p><u>積極的な賃上げや投資等を行う意欲の高い事業者の成長を促すため、中小企業等が行う、省力化・業務効率化や生産性向上の実現に必要な設備投資について、補助を行います。</u></p> <p>2 補助制度の概要</p> <p>(1) 補助対象事業</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業区分</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省人化・業務効率化</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>生産量の増大</u></td> <td><u>(略)</u></td> </tr> <tr> <td>製品・サービスの高付加価値化</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>3 補助要件</p> <p>下記ア～<u>サ</u>の要件を全て満たしている必要があります。</p> <p>ア) 申請日時点において、千葉県内に補助事業を実施する事業所を有する「中小企業者等 (※)」であること</p>	事業区分	内容	省人化・業務効率化	(略)	<u>生産量の増大</u>	<u>(略)</u>	製品・サービスの高付加価値化	(略)
事業区分	内容																
省人化・業務効率化	(略)																
<u>(廃止)</u>	<u>(廃止)</u>																
製品・サービスの高付加価値化	(略)																
事業区分	内容																
省人化・業務効率化	(略)																
<u>生産量の増大</u>	<u>(略)</u>																
製品・サービスの高付加価値化	(略)																

実施期間中に事業所が完成することを証明する書類」を提出する  
必要があります。なお、事業期間内に当該事業所が完成しなかった  
場合は、交付決定を取り消します。

イ) 千葉県内で継続的に1年以上事業を行っていること

(略)

カ) 本補助金で申請する事業と同一とみなされる事業で、国、都道府県、市  
町村等が助成する他の補助制度の交付決定を受けていないこと。

キ) 補助事業の実施により、付加価値額 (※) (営業利益+人件費+減価償却  
費) を年率平均3% (3年で9%) 以上増加させることがわかる具体的な  
内容と根拠を記載した補助事業計画書を策定すること。

ク) 補助事業の実施により、労働生産性 (付加価値額 (※) ÷ 常時使用する  
従業員数) を年率平均1% (3年で3%) 以上増加させることがわかる具  
体的な内容と根拠を記載した補助事業計画書を策定すること。

※付加価値額は、設備等を導入した事業部門ごとの額ではなく、会社全体で  
算出した額で判断します。

(略)

シ) 中小企業成長促進補助金 (第1弾) (令和7年4月10日～令和7年5月  
15日受付分) 及び (第2弾) (令和7年10月1日～令和7年12月19日受  
付分) において採択 (交付決定) を受けていないこと。

4～7 (略)

8 申請に必要な書類 (13ページ)

(新規)

(略)

オ) 申請する補助事業と同一とみなされる事業で、本補助金と類似の国、都  
道府県、市町村等が助成する他の補助制度の交付決定を受けていないこ  
と。

カ) 補助事業の実施により、付加価値額 (営業利益+人件費+減価償却費)  
を年率平均3% (3年で9%) 以上増加させることがわかる具体的な内容  
と根拠を記載した補助事業計画書を策定すること。

キ) 補助事業の実施により、労働生産性 (付加価値額 ÷ 常時使用する従業員  
数) を年率平均1% (3年で3%) 以上増加させることがわかる具体的な  
内容と根拠を記載した補助事業計画書を 策定すること。

(略)

サ) 中小企業成長促進補助金 (第1弾) (令和7年4月10日～令和7年5月  
15日受付分) において採択 (交付決定) を受けていないこと。

4～7 (略)

8 申請に必要な書類

<p>&lt;提出様式&gt; (略)</p> <p>&lt;添付書類&gt; (略)</p> <p><u>⑥ 補助事業の実施期間中に建設中の建物が完成予定であることを証明する書類（申請日時時点で事業を実施する事業所が建設中や建設予定の場合のみ）</u> (略)</p> <p>&lt;提出様式・添付書類の説明&gt; (略)</p> <p><u>⑥ 補助事業の実施期間中に建設中の建物が完成予定であることを証明する書類（申請日時時点で事業を実施する事業所が建設中や建設予定の場合のみ）</u> <u>・工事請負契約書等</u> (略)</p> <p><u>⑫ 経営革新計画にかかる承認書（加点を受けたい方のみ）</u> 経営革新計画について、本補助金の申請締切日時時点で認定（承認）を受けた計画期間が終了していない場合のみ加点対象となります <u>（本補助金を活用して実施する事業内容と承認を受けている経営革新計画の事業内容が異なる場合においても加点対象となります）。</u></p> <p>10 実績報告・交付請求（16ページ） (1)～(2) (略) (3) 提出書類</p>	<p>&lt;提出様式&gt; (略)</p> <p>&lt;添付書類&gt; (略)</p> <p><u>(新規)</u> (略)</p> <p>&lt;提出様式・添付書類の説明&gt; (略)</p> <p><u>(新規)</u> (略)</p> <p><u>⑪ 経営革新計画にかかる承認書（加点を受けたい方のみ）</u> 経営革新計画について、本補助金の申請締切日時時点で認定（承認）を受けた計画期間が終了していない場合のみ加点対象となります。</p> <p>10 実績報告・交付請求 (1)～(2) (略) (3) 提出書類</p>
---	--

(略)

⑧ 建設中や建設予定であった建物が完成したことを確認できる書類（申請日時点で補助事業を実施する事業所が建設中や建設予定であった場合のみ）

<u>次の書類</u>	<u>以下の内容が記載されていること</u>
<u>・ 工事完了引渡証明書</u> <u>・ 事業所の全景写真</u>	<u>・ 建物の所在地</u> <u>・ 工事完了日、引き渡し日</u> <u>・ 工事施工者の住所・氏名</u> <u>・ 発注元の住所・氏名</u>

(4) ~ (5) (略)

11 ~ 13 (略)

別冊 (Q & A)

No14, 21 ~ 23 追記

(略)

(新規)

(4) ~ (5) (略)

11 ~ 13 (略)

別冊 (Q & A)

(追加)